

平成 16 年 8 月 24 日

環境省 総合環境政策局 環境経済課 御中

中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会
施策総合企画小委員会 委員 永利 新一

「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する中間取りまとめ（案）」に対する意見

8月9日付けの森嶋委員長宛の意見書でも申しあげましたが、中間取りまとめ（案）は、全体として、税の導入を前提に、その有効性について断定的に記述がなされております。特に、主要な論点について、主に産業界側の意見を紹介したうえで、その主張を否定する考え方を並べるまとめ方は、結局は「環境税の導入ありき」とするものであり、「これまでの議論を整理したもの」という本中間とりまとめの位置づけとは相容れないものとなっております。

つきましては、今回の中間とりまとめにおいて、温暖化対策税の導入を念頭に置いた記述はすべきではないと考えます。

具体的には、以下の点を修正いただきたく、よろしく願いいたします。

記

- ・ P 1 1、（アナウンスメント効果）部分
→ 温暖化対策の必要性の認識を広めるためには、教育や普及啓発こそが重要であり、税がアナウンスメント効果を持つとは思えない。しかも、専門委員会報告においては、ガソリン1リットルあたり2円の課税が提案されているが、2円では消費者はインセンティブを感じないとの意見もある。したがって、アナウンスメント効果部分は削除いただきたい。
- ・ P 1 3、2つめの○部分「影響は軽微であると考えられる。」「このようにエネルギー価格の上昇が経済の発展につながった経験もある」
→断定的に記述するのではなく、「という考え方もある」「という指摘もあった」に修正いただきたい。

- P 1 4、3行目部分「課税によるエネルギーコストの上昇は、これらの要因の中で大きな比率を占めるものとは考えにくい。」
→断定的に記述するのではなく、「という指摘もあった」に修正いただきたい。

- P 1 7、3つめの○部分「このように、相対的に低い税率を設定し、併せて税収を活用するという方法には一定の合理性があるものと考えられる。」
→ 専門委員会の報告を引用している部分を受けて、なぜ「 」部分として結論づけられるのかが不明であり、削除いただきたい。むしろ、低い税率ではインセンティブ効果は働かず、一方で高い税率では経済に悪影響を及ぼすことになる旨の指摘を記述いただきたい。

- P 1 8、一番下の○部分
→ 小委員会の議論では、既存エネルギー関係諸税との関係を整理すべきとの意見が大勢を占めていたはずであり、削除いただきたい。

- P 1 9、一番目の○部分「温暖化対策税制と既存税との調整については、税制全般にかかわる問題を含み、別途の検討が必要になると考えられるが、できる限り、必要な範囲で、温暖化対策税制との調整について、検討していく必要がある」
→ 「税制全般にかかわる問題を含み、別途の検討が必要になると考えられるが、できる限り、必要な範囲で」を削除いただきたい。既存エネルギー関係諸税との関係を明らかにしないままに税を課すのでは、国民は納得しない。

以 上